

複写できる範囲（さいたま市図書館複写取扱要領別表）

図書

書籍（単行本、文庫本、叢書）	1 作品を 1 つの著作として扱う。 1 作品で構成される書籍は 1 冊の半分以下。 1 つの作品が複数冊にわたるもの（上・下等）は、1 作品の半分以下。
書籍（全集、選集、短編集、論文集）	複数の短編や論文から構成される書籍は、個々の作品や論文を 1 つの著作として扱う。 1 作品、1 論文等を 1 つの著作として扱う。
事典、辞書	著者が明示されている場合は、1 項目を 1 つの著作として扱う。1 項目の半分以下。
付録（型紙・旅行ガイドの地図等）	個々の付録の半分以下。
俳句集・短歌集・詩集・歌詞集	1 作品を 1 つの著作として扱う。個々の著作（1 首、1 句等）の半分以下。 同一紙面に複写対象以外の部分が不可避免的に複写されてしまう場合は、「複製物の写り込みに関するガイドライン」に基づき複写可。
譜面集	1 曲を 1 著作として扱う。収録されている個々の譜面の半分以下。

逐次刊行物

雑誌最新号	収録されている 1 記事、1 論文を 1 つの著作として扱う。個々の記事の半分以下。
雑誌バックナンバー	1 冊の半分以下であれば個々の記事の全部分。個々の写真・絵・地図・譜面等も複写可。 他館から借受けした資料は不可。
付録	本誌と同様に扱う。
年鑑・白書・新聞縮刷版等	書籍として扱う。1 冊の半分以下。
新聞最新号	収録されている 1 記事、1 論文を 1 つの著作として扱う。個々の記事の半分以下。 朝刊と夕刊は分冊として扱い、夕刊が発行されても朝刊は最新号の扱い。 通常の販売経路では発行日当日以外は入手が困難なことから、発行日の翌日になれば朝刊夕刊とも複写可。
新聞バックナンバー	個々の著作の全部分。全紙面の半分以下。
新聞マイクロフィルム	個々の著作の全部分。 1 巻を 1 冊として扱う。1 巻の半分以下。

地図

地図帳、区分地図	書籍として扱う。1冊の半分以下。
地図帳（昭文社、ジオ社） 住宅地図（ゼンリン）	出版社の見解があることから、1枚（見開いた両頁）で1著作として扱う。見開きの半分以下。
国土地理院が発行、管轄の地図	測量法の規定があることから、全面複写可。 国土地理院発行の地図を加工した地図は含まない。

写真集、絵画集

写真集、絵画集 写真、絵画（1枚もの）	1作品の半分以下だと同一性保持権の原則に反することから、複写不可。
カット集	1冊の半分以下。ただし、複写可と表示のあるものはすべて可。

電話帳、時刻表

電話帳	編集著作権があることから、1冊の半分以下。
時刻表	編集著作権があることから、1冊の半分以下。 最新号の記事は、個々の記事の半分以下。

CD、DVD、VHSの解説書等

ジャケット	写真や絵画に準じて扱い、半分以下だと同一性保持権の原則に反することから、複写不可。
バックインレイ	曲目等書誌情報が書かれてあるものは、複写可。
解説書（歌詞集）	1冊を1著作と見なし、解説書の半分以下。
別冊・付録等	書籍に準じて扱い、1冊の半分以下。

さいたま市の刊行物（市に著作権が帰属するもの）

市報・図書館報・要覧等	全部分複写可。
-------------	---------

法律・判例・官報

法律・判例・官報	全部分複写可。
法令、白書、政府刊行物等	1冊の半分以下。編集されたものは、書籍として扱う。

さいたま市図書館のウェブページ上のコンテンツ

ウェブページ上のコンテンツ	さいたま市図書館のコンテンツのみ複写可。 印刷（プリントアウト）のみ。ダウンロードは不可。
さいたま市図書館が契約するオンラインデータベース	複製物の提供について許諾、又は契約要件の範囲内において複写可。紙への複写のみ。